○御前崎市経済変動対策貸付利子補給金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和2年5月12日告示第96号) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少等業況悪化を来している中小企業等の資金繰りを支援するため、「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」（以下「県貸付」という。）の制度により借り入れた資金に係る償還利子について、予算の範囲内において利子の補給を行うものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示の定めるところによる。

(補給の対象)

第2条　補給の対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者等（県貸付の制度に規定されている融資対象者をいう。以下「補給対象者」という。）とする。

(1)　県貸付の制度による、貸付けを受けたもの

(2)　市内において1年以上継続して事業を営んでいる会社又は個人であること。

(3)　市税等を完納しているもの

(4)　県内の他市町でこの告示と同様の制度により利子補給を受けていないこと。

(補給額及び補給対象期間)

第3条　補給額は、県貸付の制度による、貸付けを受けた資金について、補給対象者が償還した利子額とし、補給金を受けようとする者の申請に基づき交付する。

2　前項に限定する償還利子補給は、貸付けを受けた日から3年間とする。

3　借り受けた資金の償還を延滞する者及び市税に未納のある者に対しては、補給を行わない。

(申請手続)

第4条　補給金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　御前崎市経済変動対策貸付利子補給金交付申請書 (様式第1号)及び貸付金利息支払証明書（様式第2号）

(2)　融資決定を証明する書類の写し

(3)　借受金融機関の発行する返済一覧表の写し

(4)　借受金融機関への返済がわかる書類の写し

(5)　その他市長が必要と認めるもの

(補給金の交付決定)

第5条　市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、当該申請についてその内容を審査し、適正と認めたときは、補給金の額を決定し、御前崎市経済変動対策貸付利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2　前項により交付の決定を受けた者は、決定より3年間、毎年貸付金利息支払証明書を提出しなければならない。

(補給金の交付)

第6条　補給金の交付決定を受けた者は、御前崎市経済変動対策貸付利子補給金請求書(様式第4号)を市長に提出し、補給金の交付を受けるものとする。

(補給金の交付取消及び返還)

第7条　市長は、補給対象者が次の各号に該当するときは、補給金の交付を取消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　虚偽その他不正の手段により償還利子補給金を受けたとき。

(2)　その他市長が不適正と認めたとき。

(その他)

第8条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

御前崎市経済変動対策貸付利子補給金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条、第5条関係)

貸付金利息支払証明書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

御前崎市経済変動対策貸付利子補給金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

御前崎市経済変動対策貸付利子補給金請求書

[別紙参照]